

国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科副研究科長に関する規程

〔平成18年4月1日〕
規則第 35号

改正 平成20. 3. 1 19規則96

（設置）

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の2の規定に基づき、理工学研究科に副研究科長を置く。

2 前項の副研究科長は、理学部長及び工学部長をもって充てる。

（職務）

第2条 副研究科長は、研究科長の職務を補佐し、研究科の運営を円滑に遂行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。